

南あわじ市保育所のあり方検討委員会条例

平成25年3月29日

条例第13号

(設置)

第1条 南あわじ市保育所設置条例(平成17年南あわじ市条例第97号)第1条に規定する南あわじ市保育所(以下「保育所」という。)の運営のあり方等について総合的に検討するため、南あわじ市保育所のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 保育所の運営のあり方に関する事。
- (2) 保育所の保育サービスのあり方に関する事。
- (3) その他市長が必要と認める事。

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 福祉団体及び児童福祉関係者
- (3) 保育所に通う児童の保護者の代表
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から意見を述べる日までの期間とする。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

(関係人の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。